

○広島修道大学教職課程委員会規程

(設置)

第1条 教育職員免許状取得課程（以下「教職課程」という。）の円滑な運営とその充実改善を図り、それに必要な事項を審議するため、教職課程委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(審議事項)

第2条 委員会は、前条の設置の目的を達成するために、教職課程に関する次の事項を審議する。

- (1) 目標・達成計画の策定に関する事項
- (2) 全学的な教育課程の編成、教員組織の整備・調整に関する事項
- (3) 各学科等における教育課程・授業科目の実施に関する事項（シラバスの確認の実施を含む）
- (4) 学修成果の情報集約・分析に関する事項
- (5) FD・SDの実施に関する事項
- (6) 情報公表に関する事項
- (7) 学生確保の取り組みに関する事項
- (8) 履修指導・進路指導に関する事項
- (9) 関係機関等との連携・交流に関する事項
- (10) 自己点検・評価に関する事項
- (11) その他、目的達成に必要な事項

2 前項のうち、重要事項については大学運営会議に提議するものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、必要に応じて関係ある教職員の出席を求めることができる。

- (1) 副学長
- (2) 教学センター長
- (3) 教学センター事務部長
- (4) 教務第2課長
- (5) 教職課程を有する学科及び専攻で選出された教員各1名
- (6) 教員組織教職課程専任教員
- (7) 教科専門科目担当専任教員のうち、教職課程委員会委員長が委嘱する教員若干名

(8) 教職専門科目担当専任教員のうち、教職課程委員会委員長が委嘱する教員若干名

(9) 教職課程を担当する職員若干名

2 前項第6号、第7号及び第8号の委員は、前項第5号の委員を兼ねることができる。

(委員長・副委員長)

第4条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。

2 前項の委員長は副学長とし、副委員長は前条第1項第6号の委員のうちから副学長がこれを委嘱する。

(委員の任期)

第5条 第3条第1項第5号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(議長)

第6条 委員長は、委員会の議長となりその運営の任にあたる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故又はやむを得ない事情があるときは委員長の職務を代行する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

(教職課程運営委員会)

第8条 審議事項の円滑な実施を図るため、広島修道大学教職課程運営委員会（以下「教職課程運営委員会」という。）を置く。

2 教職課程運営委員会については、別に定める。

(事務担当)

第9条 委員会に関する事務は、教学センターが担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、1986年4月1日から施行する。

2 この規程は、第2条及び第5条を改正し、1997年4月1日から施行する。

3 この規程は、第2条第2号を2002年1月10日に改正し、2002年4月1日から施行する。

4 この規程は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。

5 この規程は、2011年10月27日に第1条及び第2条を改正し、第8条を新たに追加し、以下条数を繰り下げ、同日から施行する。

- 6 この規程は、2014年2月7日に第2条、第3条第2項及び第4条を改正し、2014年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、2015年9月3日に第2条及び第9条を改正し、2015年10月1日から施行する。
- 8 この規程は、2017年4月5日に第2条を改正し、2017年4月1日に遡って施行する。
- 9 この規程は、2021年1月6日に第5条第3号を削り、同条第4号を第3号に繰り上げ、2021年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、2022年1月5日に第1条、第2条、第3条、第4条を改正し、第5条及び第8条を削り、第2条から第4条までを繰り下げ、新たに第2条及び第8条を追加し、2022年4月1日から施行する。